

第 6 章

計画の推進及び進捗管理

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 他の計画等の見直し

本計画は、本町の強靱化の指針となるものであることから、他の計画等については、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討等を行うこととします。

2 進捗管理

本計画の実効性を確保するとともに、PDCA サイクルを確立し、各施策の進捗状況を把握するため、計画の進捗管理を行います。また、国基本計画及び県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて変更を行うこととします。